資　料　２

令和２年１２月４日 本部員会議資料 商工労働観光部

県内中小企業者への家賃支援について

１　趣旨

　新型コロナウイルス感染症拡大により特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を下支えするため、**岩手県及び県内市町村が連携して独自の支援策として家賃支援を講じる。**

２　事業名

　地域企業経営継続支援事業

３　制度概要

（１）　対象事業者

　小売業、飲食業、宿泊業、サービス業及び道路旅客運送業を営む者であって、**１カ月の売上が前年同月比で30％以上減少した県内の中小企業者**

（２）　支援額

　対象事業者が支払う**家賃の１／２に相当する額の３カ月分を一括交付**

（**上限は一月当たり10万円**とし、**１事業者当たり最大30万円**を支援）

※　すでに県・市町村の家賃補助や国の家賃支援給付金の交付を受けた事業者も対象